

概要版

袋井市

地域福祉推進計画

(第4次袋井市地域福祉計画・第4次袋井市地域福祉活動計画)
令和3年度～7年度



計画策定にあたって

本市の地域福祉を総合的に推進するために策定している「第3次袋井市地域福祉推進計画（平成28年度～令和2年度）」の計画期間が満了となることから、国の動向やこれまでの地域福祉関連施策の進捗状況、令和元年度に実施した各種調査・懇談会等の結果を踏まえるとともに、変化する社会経済情勢に対応した「第4次袋井市地域福祉推進計画（本計画）」（令和3年度～7年度）を策定しました。

令和3年3月

袋井市

社会福祉法人袋井市社会福祉協議会

そもそも「福祉」ってなに？



- 「福」も「祉」も、どちらも幸福やしあわせを意味する漢字です。つまり、福祉とは『ひとのしあわせ』に関する言葉になります。
- また、「福祉」は英語にすると「welfare (ウェルフェア)」という言葉になります。この「welfare (ウェルフェア)」という言葉は造語で、『well= よく』という言葉と『fare= 生きる』という言葉が合わさってできた言葉で、『よりよく生きる』という意味となります。

それじゃ「地域福祉」って？



- 「地域福祉」とは、子どもから高齢者まで、障がいの有無などに関わらず、住み慣れた地域で自分らしく暮らしたいという、すべての人の願いを実現するための考えや取り組みのことをいいます。



『袋井市地域福祉推進計画』とは



- 『袋井市地域福祉推進計画』は、袋井市の地域福祉を総合的に推進する上で柱となる計画で、市が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」の2つを1つの計画としたものです。

地域福祉計画 (=マスタープラン)

- 福祉サービスの適切な利用推進や地域福祉に関する活動への住民参加促進などを一体的に定めたもので、社会福祉法第107条に策定について定められています。
- この「地域福祉計画」では、地域福祉を推進するための「理念」や「仕組み」を定義しています。

地域福祉活動計画 (=アクションプラン)

- 地域福祉推進のために社会福祉協議会が住民等とともに作成する民間の活動計画と位置づけられているもので、地域福祉を推進するための「具体的な行動計画」が示されるものになります。

自助・互助・共助・公助の考え方



- 地域福祉を推進するためには、行政や社会福祉施設等による福祉サービスの提供だけでなく、支援が必要な人々への見守り、手助けといった地域の人々による支え合いが必要です。
- 下の図のように、「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方を踏まえ、それぞれの立場で役割を果たし、お互いに力を合わせる必要があります。

自助 (自ら)

一人ひとりや家庭で解決することなど、地域住民自身が自分のできる生活設計や、健康維持・増進のための取り組みです。

互助 (互いに)

自治会活動、スクールガードや見守りネットワークなどのボランティア活動のように、地域住民の助け合いのことです。

共助 (共に)

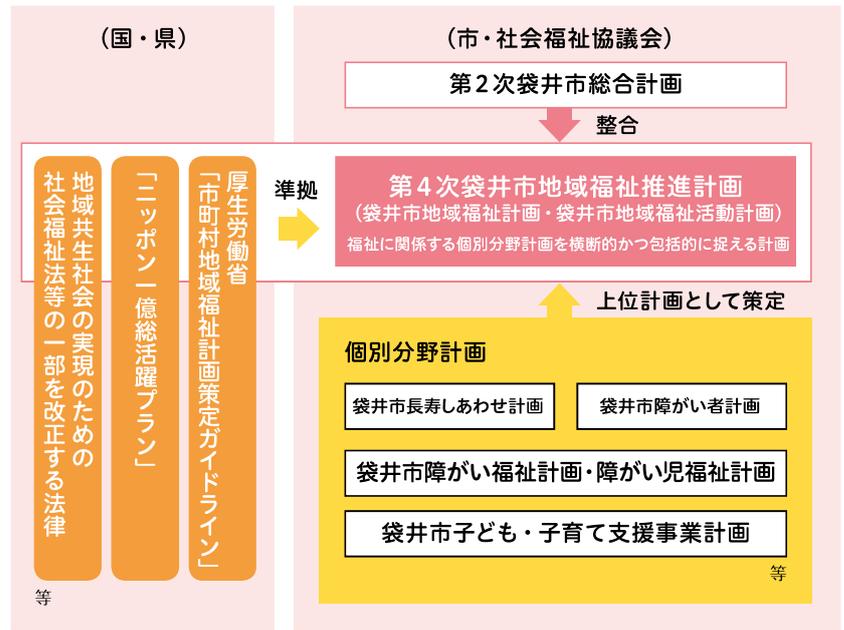
社会保険のようなサービスや、介護保険などのように費用負担などが制度化された相互扶助です。

公助 (公で)

自助・互助・共助では対応できないものに対して行政などが行う公的な支援や福祉サービスのことです。

計画の位置づけと期間

- 本計画は、本市のまちづくりの方針を示す「第2次袋井市総合計画」の下位計画として位置づけ、整合を図ります。また、各福祉分野において策定する計画の上位計画として位置づけるとともに、その他関連計画との整合を図ります。
- 本計画中の「基本施策1 権利擁護の推進」を、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」と位置づけます。
- 本計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とします。



基本理念

本計画では、第3次計画までに創られてきた市内各地域や、となり近所におけるつながりをより一層強化するとともに、互いに助け合い、支え合うことで、誰もが自分らしく地域で生活を送ることができる「地域共生社会」を目指すことを目的として、以下の基本理念を掲げます。

■基本理念

ふれあい・支え合い みんなで創ろう 共生の輪

～支え合い 助け合おう 8万8千 一つの家族～

基本目標

基本理念を達成するため、3つの基本目標を定めます。

(1) 地域の支え合いのための仕組みづくり

地域住民に対し、顔の見える関係づくりを促し、地域での助け合い・支え合いにつなげます。

また、年齢や障がいの有無等にかかわらず誰もが気軽に参加でき、多様な形で地域に貢献することができる活動や、悩みや不安を共有することができる居場所づくりを推進します。

(2) 地域福祉の担い手づくり

地域住民に対し、地域や地域活動に対する関心を高め、地域活動への参加を促します。

さらに、行政や関係機関と地域住民をつなぐ人材の育成や、地域住民の手による地域福祉事業への支援を行います。

(3) 包括的に支援するための基盤整備

市民一人ひとりに応じた福祉サービスの提供を行うことができるよう、ニーズの把握や提供体制の整備を進めます。

また、既存の福祉サービスでは対応することができない地域課題に対し、あらゆる地域課題を受け止める総合的な相談支援体制の充実を図るとともに、福祉に携わる関係団体や関係機関、事業所等が連携を強化し、適切な支援を行います。

計画の体系



基本理念	基本目標	基本方針	基本施策
ふれあい・支え合い ～支え合い助け合おう8万8千一つの家族～ みんなで創ろう 共生の輪	1 地域の 支え合いのための 仕組みづくり	1 地域のふれあい・支え合い活動を 推進します	1 あいさつ・声かけ運動の推進 2 見守りネットワークづくりの推進 3 地域住民による居場所等の推進 4 地域における支え合いの仕組みづくり 5 地域のつながりを育む拠点づくり 6 郷土愛を育む取り組み・世代間交流の促進 7 共生社会の確立
		2 健康・生きがいづくりを推進します	1 地域における健康づくり活動の推進 2 地域における高齢者・障がい者の 生きがいづくりの推進
		3 ボランティア活動を推進します	1 ボランティアの育成 2 ボランティア活動の促進
	2 地域福祉の 担い手づくり	1 地域福祉に対する意識と理解を 高めます	1 地域福祉の意識を高める啓発運動の充実 2 子どもの福祉教育の充実 3 福祉に関する生涯学習の充実
		2 地域福祉の担い手や団体を育てます	1 地域福祉活動の担い手・団体の育成 2 地域福祉推進組織の活性化
		3 住民や事業所による新たな 地域福祉事業を推進します	1 民間事業者、市民活動団体などの 地域福祉への参加促進
	3 包括的に 支援するための 基盤整備	1 サービスの充実を図ります	1 きめ細やかなニーズの把握と 関係機関・団体との連携強化 2 ニーズに的確に応える福祉サービスの提供 3 包括的な相談支援体制の構築 4 情報提供の充実
		2 生活に困難を抱える人に対する 支援を行います	1 権利擁護の推進 【袋井市成年後見制度利用促進基本計画】 2 生活に困難を抱える人に対する支援の充実
		3 包括的に支援するための仕組みや 体制を強化します	1 子どもの安全・安心を守る活動の推進 2 高齢者の安全・安心を守る活動の推進 3 災害時における要配慮者対策の充実 4 施設の整備支援と ユニバーサルデザインの推進



行政や社会福祉協議会の主な取り組み

- 青少年の声かけ運動の実施
- 地域包括ケアシステムの充実
- 見守りネットワークの推進
- ふれあい・いきいきサロンの推進
- 居場所づくりの推進
- 通いの場（介護予防体操）の推進
- 地域の支え合い活動の推進
- コミュニティセンター整備事業等の実施
- 感染症対策の充実
- 地域学校協働本部事業の推進
- 多文化共生推進事業の実施

- 健康運動サポーター事業の実施
- 社会福祉施設等における花育の推進

- 手話・点訳・要約筆記ボランティア養成講座の実施
- ボランティアセンター活性化事業の実施
- ボランティア相談の実施

- ふれあい広場の開催
- 福祉教育の推進
- コミュニティセンターでの学級や講座の実施
- 協働まちづくり事業

- 生活支援コーディネーターの育成と連携強化
- 地域福祉活動推進事業
- 地域福祉住民懇談会・勉強会の開催

- 地域課題に対応するための地域福祉関係者支援
- 地域住民らの社会福祉活動への支援
- 多様なサービスの振興・参入促進及び
公的サービスの連携による公私協働の実現

- 地域住民・事業者・行政の意見交換会の開催
- 包括的な相談支援体制の構築
- 子ども・高齢者・障がい者に対するサービスの提供

- 成年後見制度に関する相談支援
- 権利擁護に関する制度や事業の周知、利用促進
- 重層的支援体制整備事業の実施
- 生活困窮者の自立支援に向けた各種事業の実施
- 就労支援の実施
- 住宅に配慮を必要とする人に対する支援
- こころの健康づくりや自殺対策の推進

- 虐待予防事業
- ひとり暮らし高齢者訪問事業
- 災害時における要配慮者に向けた避難所等整備の検討
- 災害ボランティアネットワークの推進
- ユニバーサルデザインに配慮した発行物の作成



市民の皆さんの主な取り組み

ご近所同士のあいさつや
声かけをします。



サロン等の地域の
交流の場へ積極的
に参加します。

積極的にコミュニティ
センターを活用します。



福祉活動に
積極的に
参加します。



福祉活動に
参加する仲間を
増やします。



悩みを家族や
個人で抱え込まず、
相談機関を
利用します。

防災訓練に
積極的に
参加します。



異変や問題を
発見したら、
迷わず関係機関に
連絡します。

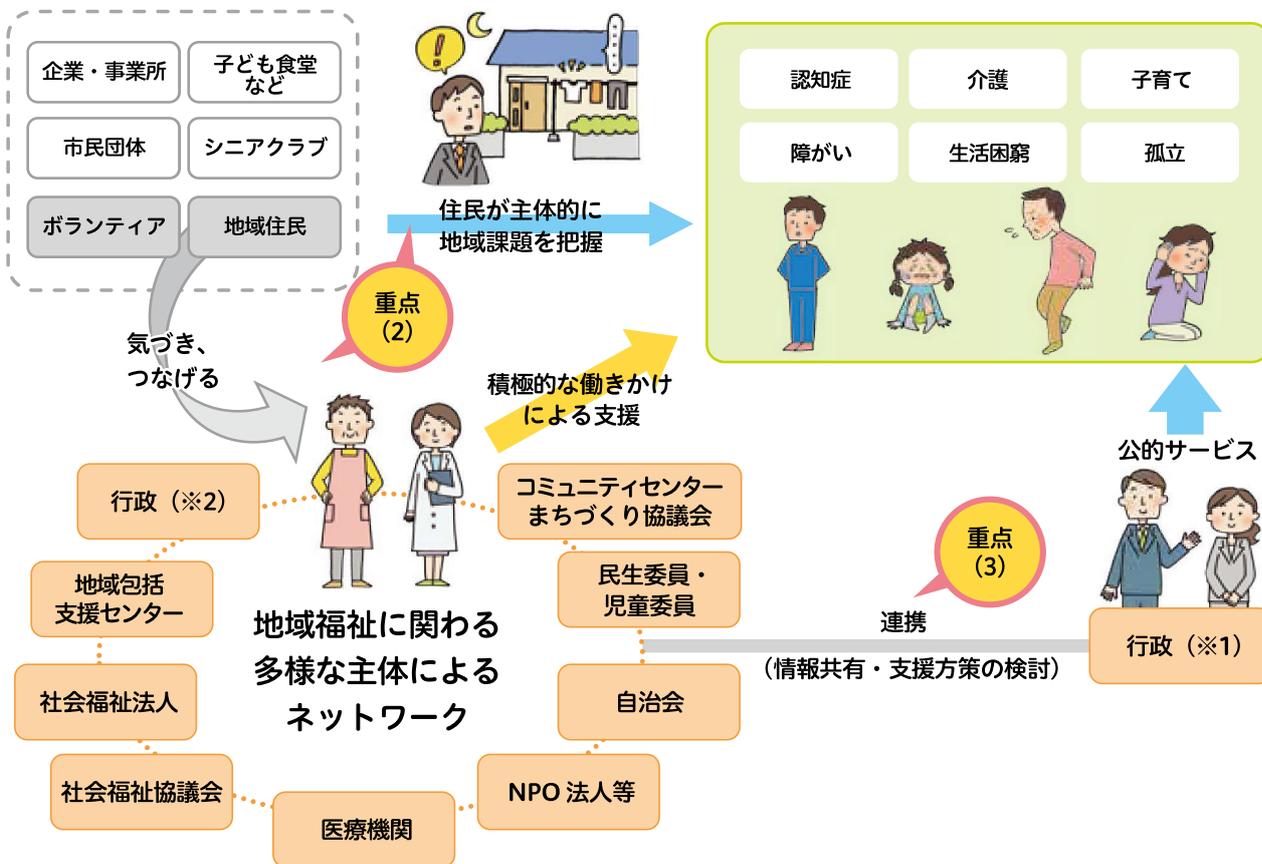




(1) 地域包括ケアシステムの全世代型への構築

- 近年、介護・障がい・子育て・健康などに関する課題を複合的に抱える人や、制度の狭間に落ち込み、社会的孤立に陥っている人が増えています。こうした様々な市民を地域の中で包括的に支援する仕組みが求められています。
- 袋井市では、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自分らしく生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの構築・深化を進めてきました。こうした既存の仕組みの拡充を図ることで、課題を複合的に抱える人や、制度の狭間にある人に対し、迅速かつ適切な支援を行う必要があります。
- 複合的な支援を必要とする人は、自ら相談に行くことが難しい人や困難を抱えていること自体に気づいていない人などが多く、自発的な行動から支援につながりづらいことから、地域福祉に関わる多様な主体によるネットワークが積極的な働きかけによる支援を行うとともに、地域住民が身近な関係性から主体的に地域課題を把握していく体制の構築を目指します。
- こうした体制の構築のため、市民の地域福祉への参画を促進し、地域福祉のリーダーを育成する取り組み **重点テーマ(2)** を行います。
- 行政・専門機関・専門職、まちづくり協議会や自治会、民生委員・児童委員等の多様な主体によるネットワークを強化するとともに、行政のサービス提供部門との連携を深め、適切かつ円滑な課題把握・解決につなげること **重点テーマ(3)** を進めます。

■ 包括的・全市的な「袋井市版地域包括ケアシステム」イメージ



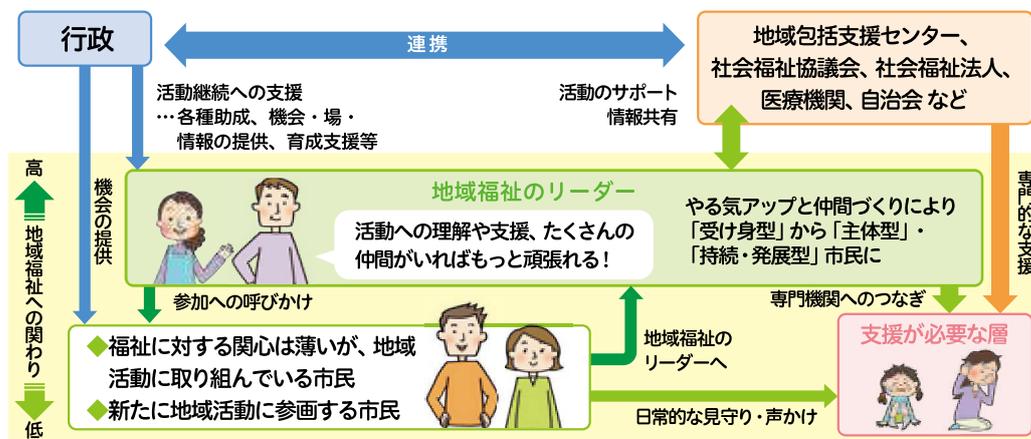
※1…公的サービスの提供者としての立場
 ※2…ネットワークの構成員としての立場



(2) 市民の地域福祉への参画促進とリーダーの育成

- これまで袋井市では、各地域で様々な地域福祉活動が展開されてきました。今後は、福祉分野以外の地域活動に取り組んでいる市民や新たに参画する市民が福祉に関心をもち、地域福祉の“リーダー”として各地域で活躍いただけるよう、既存の地域活動の取り組みを活かした市民の地域福祉への参画促進を行うとともに、リーダーを育成することが重要です。

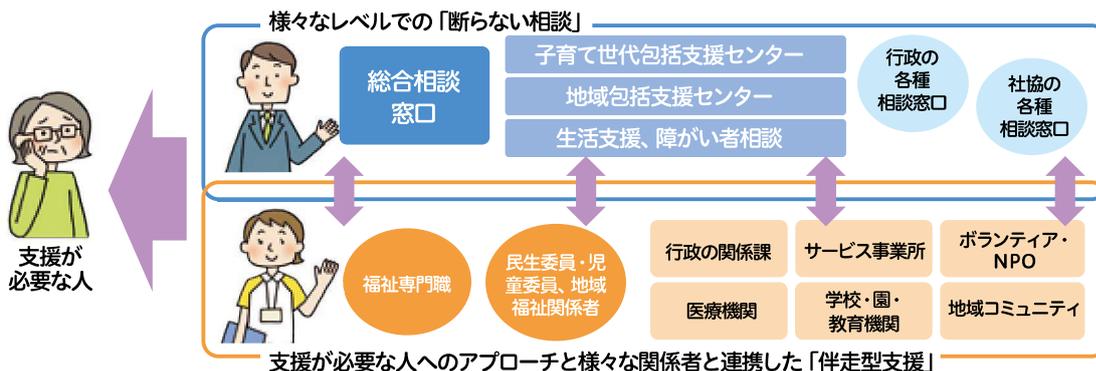
■リーダー育成のアプローチイメージ



(3) 支援を求める個人に寄り添った相談・コーディネート推進

- 困りごとを抱えた一人ひとりに寄り添った支援を行うため、行政や社会福祉協議会の相談窓口と関係機関・団体や事業所とのコーディネート機能を強化し、支援を必要とする人、世帯に対しあらゆる福祉関係者と連携した支援を行うとともに、各種相談窓口と連携し相談者に寄り添った支援やサービスの提供を行う仕組みづくりを進めます。

■個人に寄り添った相談・コーディネートの推進のイメージ



計画の推進に向けて



(1) 協働による計画の推進

- 持続可能な地域福祉の推進においては、市民・地域、行政、社会福祉協議会といったそれぞれの担い手が、それぞれの役割を果たして協働していくことが重要です。

市民・地域

- 地域福祉推進の主役です。
- 「地域の皆さんの取り組み」を実践します。

行政

- 市民、地域、各種の団体等が地域福祉に関する取り組みを円滑に進められるような環境整備の支援、ネットワークの構築、将来的な地域課題の研究等を行います。

社会福祉協議会

- 地域福祉を推進する中心的な役割を担う団体として、行政と連携し市民参加の支援や活性化を目指して、各種事業を実施します。

(2) 推進体制

- 計画の推進にあたり、地域福祉分野の施策と、地域福祉分野以外の施策で関連がある場合、円滑に調整や協力ができるよう、庁内各課との連携や情報共有などを図り、総合的かつ横断的な地域福祉施策の展開に努めます。
- 各地区で活動している地域福祉推進組織や福祉関連団体など、地域や市民に根ざした組織とのコミュニケーションを充実させ、現在の地域課題や将来的な課題に対して有効な手立てを検討していきます。
- 市民ニーズの変化を的確に捉えながら計画を推進するために、袋井市地域福祉計画推進委員会において、計画の進行管理を行います。

(3) 評価・進捗管理

- 本計画には、基本施策ごとに取り組みの指標を設定します。基本施策の進捗を捕捉し、基本施策ごとに定性的・定量的に評価を実施して、年度ごとの状況を策定委員会に報告していきます。
- 本計画に基づく取り組みの実施にあたっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討するなど、PDCA サイクルを確保し、本計画を計画的かつ円滑に推進していきます。

袋井市地域福祉推進計画

(第4次袋井市地域福祉計画・第4次袋井市地域福祉活動計画)

発行：袋井市 / 社会福祉法人袋井市社会福祉協議会

編集：袋井市 市民生活部 しあわせ推進課

〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1

電話 0538-44-3121

社会福祉法人袋井市社会福祉協議会

〒437-0061 静岡県袋井市久能 2515 番地の1 袋井市総合健康センター(はーとふるプラザ袋井)内

電話 0538-42-7914

計画書本編は袋井市ホームページ (<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>) もしくは、袋井市社会福祉協議会ホームページ (<http://www.fukuroi-shakyo.or.jp/>) にてご覧いただけます。